

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月20日
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO） スティーブン・ヘイズ・デイカス
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 最高財務責任者（CFO） 高木 哲也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）スティーブン・ヘイズ・デイカス及び執行役員 最高財務責任者（CFO）高木哲也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

当事業年度においては、以下の重要な連結範囲の変更を勘案して、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な財務報告に係る内部統制の評価範囲を決定しました。

- ・株式会社セブン銀行

2025年6月24日に株式会社セブン銀行とその連結子会社を連結の範囲から除外し、株式会社セブン銀行を持分法適用会社としております。

- ・株式会社BCJ-95

2025年9月1日に当社の完全子会社である株式会社ヨーク・ホールディングス傘下の子会社21社を連結の範囲から除外し、株式会社BCJ-95を持分法適用会社としております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しております。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社4社の合計5社、並びに当社の関連会社である株式会社BCJ-95の連結子会社3社、及び株式会社セブン銀行を対象として行った「全社的な内部統制」の評価結果、及び前述の事業拠点に加え、株式会社BCJ-95の連結子会社である株式会社ヨーク・ホールディングスを含む「全社的観点で評価を行う決算・財務プロセス」の評価結果を踏まえ、合理的に決定しました。

なお、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要度が僅少と判断した事業拠点は全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが直営方式及びフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア事業を主として、リース事業・クレジットカード事業等の複数事業を営んでいることから、営業総利益（連結会社間取引消去後）が各事業拠点の実質的な規模を示す定量的な指標として適切と判断し、各事業拠点の前連結会計年度の営業総利益（連結会社間取引消去後）を金額が高い拠点から合算していき、全社的な内部統制評価が良好であることを踏まえて、前連結会計年度の連結営業総利益の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、当社の主たる事業である直営方式及びフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア事業において、収益との関連性が高く、金額的重要性が高い勘定科目であることや、重要な虚偽記載の発生可能性を考慮して、売上高、売掛金及び棚卸資産を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として選定し、当該勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも対象として、重要な虚偽記載の発生可能性が高い業務プロセスを特定するため、見積りや予測を伴う勘定科目、誤謬リスクの高い勘定科目について財務報告に与える影響を検討しました。具体的には、連結総資産残高の1%以上となる勘定科目を抽出し、その固有リスクや業務の複雑性を考慮のうえ、評価対象候補として選定しました。次に、金額的影響度を考慮して、重要な業務プロセスを決定し、さらに各事業拠点のリスク評価結果や不正リスク分析を踏まえて、最終的な評価対象を確定しました。また、ITシステムの統制状況を確認のうえ、IT環境に起因するリスクが範囲決定に与える影響も考慮しております。これらの検討の結果、「税金・税効果計算」「退職給付引当金の算定」「のれんの評価」に係る業務プロセス等を評価対象として選定いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。